

広島市福祉センター

指定管理者応募要領

令和3年7月  
広島市健康福祉局

＜広島市福祉センター指定管理者応募要領 目次＞

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| 1   | 指定管理者の募集の趣旨                | 1 |
| 2   | 施設の概要                      | 1 |
| 3   | 指定期間                       | 1 |
| 4   | 指定管理者が行う業務                 | 1 |
| (1) | 業務の範囲                      | 1 |
| (2) | 指定管理者に委託する業務               | 1 |
| (3) | 自主事業の実施                    | 2 |
| (4) | 利用促進の取組                    | 2 |
| (5) | 留意事項                       | 2 |
| 5   | 管理の基準                      | 2 |
| (1) | 休館日                        | 2 |
| (2) | 開館時間                       | 2 |
| (3) | 関係法令等の遵守                   | 2 |
| (4) | 開館日の拡大や開館時間の延長の提案          | 3 |
| 6   | 指定管理料に関する事項                | 3 |
| (1) | 指定管理料の上限額                  | 3 |
| (2) | 指定管理料の支払方法                 | 3 |
| (3) | 使用料の取り扱い                   | 3 |
| 7   | 指定の取消し等                    | 4 |
| 8   | 申請資格等                      | 4 |
| (1) | 基本的事項                      | 4 |
| (2) | 選定基準                       | 4 |
| (3) | 欠格事項                       | 4 |
| (4) | 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類 | 5 |
| (5) | 障害者雇用状況報告書等の提出             | 5 |
| (6) | 事業所調書兼実体調査同意書の提出           | 5 |
| 9   | 応募要領の配布時期、説明会等             | 5 |
| (1) | スケジュール                     | 5 |
| (2) | 応募要領の配布期間、場所等              | 6 |
| (3) | 説明会の開催日時、場所等               | 6 |
| (4) | 質問の受付                      | 6 |
| (5) | 申請書の受付                     | 6 |
| 10  | 提出書類・提出部数                  | 6 |
| 11  | 管理運営に関する収支計画書の開封           | 6 |
| 12  | その他留意事項                    | 7 |

|     |                                             |    |
|-----|---------------------------------------------|----|
| 13  | 審査及び選定に関する事項                                | 7  |
| (1) | 審査方法等                                       | 7  |
| (2) | 仮協定・協定の締結                                   | 7  |
| (3) | 評価方法                                        | 8  |
| (4) | 選定審査対象からの除外                                 | 8  |
| (5) | 審査結果の通知及び公表                                 | 8  |
| (6) | その他                                         | 8  |
| 14  | 別紙1 施設の概要                                   | 9  |
| 15  | 別紙2 応募説明会の開催日時、会場等について                      | 10 |
| 16  | 別紙3 広島市福祉センター指定管理者の申請者の評価基準                 | 11 |
| 17  | 別紙4 提出書類一覧                                  | 12 |
| 18  | 管理業務仕様書                                     | 15 |
| 19  | 別記1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋） | 23 |
| 20  | 別記2 個人情報取扱特記事項                              | 29 |
| 21  | 別表1 建物・設備管理業務                               |    |
| 22  | 別表2 清掃業務の仕様                                 |    |
| 23  | 別表3 備品リスト                                   |    |
| 24  | 別紙 指定管理者の業務実施状況の評価について                      |    |

#### 提出書類一覧

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 事業計画書
- ・様式5 実施計画書
- ・様式6 指定管理実績調書
- ・様式7及び様式7別紙 管理経費の収支計画書及び内訳書
- ・様式8 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式9 団体の概要
- ・様式10 役員名簿
- ・様式11 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式12 障害者雇用計画書
- ・様式13 宣誓書
- ・様式14 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式15 申請関係質問票
- ・様式16 応募説明会参加申込書
- ・様式17 辞退届
- ・様式18 委任状

# 広島市福祉センター指定管理者応募要領

## 1 指定管理者の募集の趣旨

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市福祉センター条例（以下「条例」という。）に基づき設置される広島市福祉センター（以下「福祉センター」という。）の指定期間が令和4年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。福祉センターの指定単位は1施設1単位で、次の14指定単位あり、1指定単位ごとに指定管理者を募集します。公募に係る申請書及び提出書類はすべて、1指定単位ごとに提出してください。

| 今回公募する施設名 |             |
|-----------|-------------|
| 1         | 広島市吉島福祉センター |
| 2         | 広島市温品福祉センター |
| 3         | 広島市戸坂福祉センター |
| 4         | 広島市中山福祉センター |
| 5         | 広島市出島福祉センター |
| 6         | 広島市祇園福祉センター |
| 7         | 広島市伴福祉センター  |
| 8         | 広島市可部福祉センター |
| 9         | 広島市筒瀬福祉センター |
| 10        | 広島市瀬野福祉センター |
| 11        | 広島市畑賀福祉センター |
| 12        | 広島市阿戸福祉センター |
| 13        | 広島市矢野福祉センター |
| 14        | 広島市石内福祉センター |

## 2 施設の概要（関係図面（平面図等）は地域共生社会推進課で閲覧できます。）

施設の概要については別紙1をご確認ください。

## 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

## 4 指定管理者が行う業務

### (1) 業務の範囲

- ア 福祉センターの事業の実施等に関すること。（条例第3条）
- イ 福祉センターの使用の許可に関すること。（条例第4条、第5条、第10条）
- ウ 福祉センターへの入場の制限に関すること。（条例第6条）
- エ 福祉センターの建物及び設備の維持管理に関すること。
- オ その他市長が定める業務

### (2) 指定管理者に委託する業務

上記の業務以外に、条例第7条に規定する福祉センターの事業目的以外の使用に係る使用料の収納

事務を委託します。

(3) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

(4) 利用促進の取組

福祉センターの利用促進を図るため広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

また、令和4年度以降の基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響がないものと見込み設定していますが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると認められるときは、令和3年度の利用実績等を踏まえ再設定場合があります。

| 施設名 |             | 基準値（年間の利用者数） |
|-----|-------------|--------------|
| 1   | 広島市吉島福祉センター | 46,500人      |
| 2   | 広島市温品福祉センター | 34,700人      |
| 3   | 広島市戸坂福祉センター | 48,000人      |
| 4   | 広島市中山福祉センター | 37,200人      |
| 5   | 広島市出島福祉センター | 54,200人      |
| 6   | 広島市祇園福祉センター | 26,400人      |
| 7   | 広島市伴福祉センター  | 62,100人      |
| 8   | 広島市可部福祉センター | 33,800人      |
| 9   | 広島市筒瀬福祉センター | 11,200人      |
| 10  | 広島市瀬野福祉センター | 70,500人      |
| 11  | 広島市畑賀福祉センター | 33,000人      |
| 12  | 広島市阿戸福祉センター | 11,200人      |
| 13  | 広島市矢野福祉センター | 26,400人      |
| 14  | 広島市石内福祉センター | 70,300人      |

(5) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市福祉センター管理業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書と併せて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

ウ 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後10時まで（浴室及びプールの利用時間は別紙1参照）

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市福祉センター条例、広島市福祉センター条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

#### (4) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

### 6 指定管理料に関する事項

福祉センターでは、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制は採用しません。したがって、使用料は全て広島市に帰属します。

#### (1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、次のとおりです（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

|    | 施設名         | 上限額        |
|----|-------------|------------|
| 1  | 広島市吉島福祉センター | 6, 397万3千円 |
| 2  | 広島市温品福祉センター | 7, 917万2千円 |
| 3  | 広島市戸坂福祉センター | 9, 227万9千円 |
| 4  | 広島市中山福祉センター | 7, 397万9千円 |
| 5  | 広島市出島福祉センター | 6, 255万1千円 |
| 6  | 広島市祇園福祉センター | 6, 486万1千円 |
| 7  | 広島市伴福祉センター  | 6, 821万5千円 |
| 8  | 広島市可部福祉センター | 7, 067万4千円 |
| 9  | 広島市筒瀬福祉センター | 5, 989万6千円 |
| 10 | 広島市瀬野福祉センター | 6, 459万7千円 |
| 11 | 広島市畑賀福祉センター | 7, 107万円   |
| 12 | 広島市阿戸福祉センター | 6, 440万7千円 |
| 13 | 広島市矢野福祉センター | 6, 483万7千円 |
| 14 | 広島市石内福祉センター | 7, 664万6千円 |

なお、指定管理期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、施設の管理運営に要する経費を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

※ 指定管理料の上限額には、次の経費を含みます。

① 人件費

② 物件費

建物・設備管理経費、消耗品費、食糧費、光熱水費、修繕料、謝礼金、通信運搬費、手数料、公租公課 など

#### (2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

#### (3) 使用料の取り扱い

ア 福祉センターの使用料は無料です。ただし、福祉センターの事業目的以外に使用する場合は、その許可の際、条例の別表に掲げる使用料を徴収します。

イ 徴収した使用料については、収納金日報を作成し、1日分をまとめて翌日（翌日が金融機関の営業日でないときは、直近の営業に1日分ごとに分けて）に必ず金融機関に納付してください。

## 7 指定の取消し等

- (1) 広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
  - ア 条例、規則等に違反したとき。
  - イ 業務に際し不正行為があったとき。
  - ウ 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
  - エ 条例第15条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
  - オ 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - カ 別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
  - キ その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。
- (2) 指定を取り消した場合、広島市が受けた損害は、指定管理者が賠償することとします。また、管理の準備に係る指定管理者の人件費等の経費は、指定管理者の負担とします。
- (3) 広島市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、指定業務の継続が困難となった場合は、指定を取り消すこととします。この場合の管理の引継ぎに係る指定管理者の経費については、指定の取消しの事由により別に協議します。

## 8 申請資格等

### (1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

#### ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。  
なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

#### イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

### (2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

- ア 市民の平等な福祉センターの利用が確保されること。
- イ 事業計画書の内容が、福祉センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った福祉センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- エ 地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。

### (3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

- イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式12。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式11）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式11を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し）を提出してください。

(※) 障害者を常時雇用していることを確認できる書類に住所、生年月日及び被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式14）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式8）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式8では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| ア 応募要領の配布 | 令和3年7月15日から令和3年9月30日まで |
| イ 説明会の開催  | 別紙2のとおり                |
| ウ 質問受付期間  | 令和3年8月2日から令和3年8月16日まで  |
| エ 申請書受付期間 | 令和3年9月24日から令和3年9月30日まで |
| オ 書類審査    | 令和3年10月下旬              |



|            |           |
|------------|-----------|
| カ 面接審査     | 令和3年10月下旬 |
| キ 審査結果の通知  | 令和3年11月上旬 |
| ク 仮協定の締結   | 令和3年11月中旬 |
| ケ 指定管理者の指定 | 令和3年12月下旬 |
| コ 協定の締結    | 令和4年3月    |

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和3年7月15日から令和3年9月30日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：健康福祉局地域共生社会推進課及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日・開催場所：別紙2のとおり

申込方法：参加を希望する団体は、応募説明会参加申込書（様式16）を提出してください。

なお、参加者数は1団体（1グループ）2名以内とします。

申込先は、8ページの問い合わせ先を参照

郵送、FAX、電子メール可

申込期限：別紙2のとおり

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年8月2日から令和3年8月16日まで

受付方法：所定の質問票により、地域共生社会推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月10日までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年9月24日から令和3年9月30日 午後5時まで

提出場所：健康福祉局地域共生社会推進課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

10. 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙4）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式7）及び積算内訳書（様式7別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日時、場所等

開催日：令和3年10月1日 午前10時から

開催場所：本庁舎14階第5会議室（東側）

(2) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

## 12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、同一の施設（指定単位）に複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で利用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないようにすること。

## 13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体の代表者（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（応募団体（指定期間の開始日までに他の団体と合併をしようとする団体については、当該合併の対象となる団体を含む。）の職員等に限る。）の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式18）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（別紙3 評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問い合わせ先

広島市健康福祉局地域共生社会推進課 担当：山下主事、藤平主事、湯浅主任

TEL 082-504-2603

FAX 082-504-2169

メールアドレス [chiikikyousei@city.hiroshima.lg.jp](mailto:chiikikyousei@city.hiroshima.lg.jp)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市福祉センター条例

## 令和3年度指定管理者の募集に係る応募説明会の開催日時、会場等について

| 開催日      | 開始時間  | 施設 | 会場        | 申込期限           |
|----------|-------|----|-----------|----------------|
| 7月21日(水) | 9:00  | 畑賀 | 2階 第3会議室  | 7月19日(月) 17:00 |
|          | 11:00 | 瀬野 | 1階 会議室    |                |
|          | 13:30 | 阿戸 | 1階 料理教室   |                |
|          | 15:30 | 矢野 | 1階 講習室    |                |
| 7月26日(月) | 9:00  | 吉島 | 1階 会議室1   | 7月20日(火) 17:00 |
|          | 11:00 | 出島 | 1階 研修室    |                |
|          | 13:30 | 筒瀬 | 1階 調理室    |                |
|          | 15:30 | 可部 | 2階 研修室    |                |
| 7月28日(水) | 13:30 | 祇園 | 2階 集会室    | 7月26日(月) 17:00 |
|          | 15:30 | 伴  | 1階 会議室1・2 |                |
| 7月29日(木) | 11:00 | 温品 | 2階 会議室1   | 7月27日(火) 17:00 |
|          | 13:30 | 中山 | 1階 会議室1   |                |
|          | 15:30 | 戸坂 | 1階 会議室    |                |
| 7月30日(金) | 9:30  | 石内 | 2階 会議室    | 7月28日(水) 17:00 |

ア 評価項目・配点

| 評価項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 配点   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>【市民の平等利用を確保することができること。】</b><br><b>〔評価のポイント〕</b><br>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。<br>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。                                                                                                                                                                | 5点   |
| <b>【施設効用が最大限に発揮されること。】</b><br><b>〔評価のポイント〕</b><br>① 福祉センターの管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。<br>② 事業の内容が、福祉センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。<br>③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。<br>④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。                                                                                                              | 40点  |
| <b>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</b><br><b>〔評価のポイント〕</b><br>① 団体の経営は安定しているか。<br>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。<br>③ 個人情報等の管理体制は適正か。<br>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。<br>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。                                                                                                                | 25点  |
| <b>【地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。】</b><br><b>〔評価のポイント〕</b><br>① 地域の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか（又は、把握する方策が検討されているか）。<br>② 地域のニーズを踏まえた事業が計画されているか。<br>③ 地域団体等と連携した施設運営が計画されているか。                                                                                                                                                  | 20点  |
| <b>【管理経費の削減】</b><br>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。<br>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。<br>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。<br><b>〔算式〕</b><br>$\left[ \frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$ | 10点  |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 100点 |

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

|                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>【障害者雇用率の達成】</b><br>① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加点<br>② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加点<br>③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加点<br>④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点                                                                         | 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。 |
| <b>【環境問題への配慮】</b><br>ISO 14001若しくはISO 14005又はエコアクション21を取得している場合は5点加点                                                                                                                                                                   |                                                                   |
| <b>【男女共同参画・子育て支援の推進】</b><br>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点<br>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点<br>③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点<br>④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点 |                                                                   |
| <b>【地域貢献度】</b><br>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。<br>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。                                                                                   |                                                                   |
| 上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。                                                                                                                                                                                                   |                                                                   |

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

## 提出書類一覧

| (1) 指定申請に関する書類 |          |                      |                                                | 提出<br>部数                    |
|----------------|----------|----------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| ①              | 指定申請書    | 単独団体の場合              | 様式 1                                           | 正本<br>1 部<br><br>副本<br>12 部 |
|                |          | ジョイント方式により構成された団体の場合 | ア 様式 2<br>イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3) |                             |
| ②              | 事業計画書    | 様式 4                 |                                                |                             |
| ③              | 実施計画書    | 様式 5                 |                                                |                             |
| ④              | 指定管理実績調書 | 様式 6                 |                                                |                             |

| (2) 提案額に関する書類 |                      |                                   | 提出<br>部数  |
|---------------|----------------------|-----------------------------------|-----------|
| ①             | 管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書 | 様式 7 及び様式 7 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照) | 正本<br>1 部 |

| (3) 申請者に関する書類 |                                                                                                                                                                             |                                                                                             | 提出<br>部数                   |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ①             | 広島市が推進すべき施策に関する報告書                                                                                                                                                          | 様式 8                                                                                        | 正本<br>1 部                  |
| ②             | 申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類                                                                                                                                                   |                                                                                             |                            |
| ③             | 法人の登記事項証明書                                                                                                                                                                  | 3 か月以内に発行されたもの<br>法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類                                                   |                            |
| ④             | 財務書類<br>(内訳) 最近 3 事業年度における以下の書類<br>法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書 | 組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要<br>申請者の発行済株式の 100 % を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出 | 正本<br>1 部<br><br>副本<br>1 部 |
| ⑤             | 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書                                                                                                                                     | 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類                                                                     | 正本<br>1 部                  |

|   |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                 |                            |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ⑥ | 団体の概要を記載した書類                                                                                                                                                                                                                               | ア 団体の概要（様式 9）<br>イ 役員名簿（様式 10）<br>ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿（法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿）、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの<br>申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、アイウ全ての書類について親会社の書類も提出 | 正本<br>1 部<br><br>副本<br>1 部 |
| ⑦ | 広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書                                                                                                                                                                                                 | 広島市長が発行する市税納税証明書（3 か月以内に発行されたもの）                                                                                                                                                | 正本<br>1 部                  |
| ⑧ | 法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書                                                                                                                                                                                        | 税務署長が発行する納税証明書その 3 の 3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3 か月以内に発行されたもの）                                                                                                             |                            |
| ⑨ | 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し                                                                                                                                                                                                          | 障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式 11（基準日令和 3 年 6 月 1 日）を提出<br>※ 障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を雇用している場合は、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出（注意事項④確認）                     |                            |
| ⑩ | 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し                                                                                                                                                                                       | 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、令和元年度分及び令和 2 年度分について写しを提出                                                                                                                         |                            |
| ⑪ | 障害者雇用計画書                                                                                                                                                                                                                                   | 障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。様式 12                                                                                                                             |                            |
| ⑫ | ISO14001 の登録証の写し<br>ISO14005 の登録証の写し<br>エコアクション 21 認証・登録証の写し<br>次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し<br>次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し<br>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し<br>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し | 該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）                                                                                                                          | 正本<br>1 部                  |
| ⑬ | 宣誓書                                                                                                                                                                                                                                        | 様式 13                                                                                                                                                                           |                            |



|   |               |                                                                                          |           |
|---|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ⑭ | 事業所調書兼実体調査同意書 | 様式 14<br>・本店に係るもの<br>・本店及び広島市内の代表的な事業所等<br>に係るもの（広島市外に本店があり、広<br>島市内に本店以外の事業所等がある場<br>合） | 正本<br>1 部 |
|---|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|

提出に当たっての注意事項

- ①ジョイント方式により構成された団体については「（３）申請者に関する書類」は構成員団体ごとに提出すること。
- ②指定期間の開始日までに他の団体と合併をしようとする団体については、合併後の団体を申請者とし、「（３）申請者に関する書類」のうち、④から⑫までの書類は当該合併の対象となる団体のものも併せて提出すること。
- ③「（２）提案額に関する書類」は別封筒に入れ１部提出すること。
- ④「（３）申請者に関する書類 ⑨障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し」において、健康保険証等の写しを提出する場合は、住所、生年月日及び被保険者等記号・番号等は黒塗りの上提出すること。